

災害時における石油類燃料の供給に関する協定

小千谷市(以下「甲」という。)と新潟県石油商業組合小千谷支会(以下「乙」という。)は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の大規模な災害が発生し、又はその発生のおそれがある場合(以下「災害時等」という。)で、平常時の石油類燃料の調達手段では調達が困難な場合において、甲が乙に対して石油類燃料の供給を求めるときに必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において、乙に対し、石油類燃料の供給の協力を要請することができる。

- 2 乙は、前項による甲の要請を受けたときは、可能な限り甲に協力する。
- 3 甲が乙に対し要請する内容は、次の各号のとおりとする。
 - (1)甲が指定する施設及び設備に対する石油類燃料の供給
 - (2)甲が指定する車両に対する石油類燃料の供給
- 4 第1項の要請は、書面により行うものとする。ただし、事態が急迫し、書面により行うことができない場合は、ファクシミリ又は電話その他の方法により要請を行い、その後速やかに要請内容を記載した書面を乙に交付するものとする。
- 5 前項に規定する書面には、石油類燃料の供給場所を明確に記載しなければならない。

(費用の負担)

第3条 前条の規定に基づき乙が供給した石油類燃料の対価及び運搬費用については、原則として当該石油類燃料の供給を受けた者が負担するものとする。

- 2 前項の費用は、災害発生時の直前における適正な価格を基準として、乙と供給を受けた者とで協議の上、決定する。

(協議)

第4条 この協定の実施に必要な事項又はこの協定に定めのない事項について、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに甲乙双方から何ら意思表示がない場合は、同一条件で有効期間を更に1年間延長するものとし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が押印の上、各1通を保有する。

令和5年9月5日

甲 小千谷市

小千谷市長 宮崎 悅男



乙 小千谷市

新潟県石油商業組合小千谷支会

会長

倉澤 昌

